熊本県公報

第１３１９１号
令和４年(2022年)
12月23日(金)
(毎週　火・金発行)

目　次

告　　示
○空気圧技術実習装置一式の競争入札参加資格等……（管理調達課）　1
○道路の供用開始……（道路保全課）　2
○道路の供用開始……（　〃　）　2
○土砂災害警戒区域の指定……（砂防課）　2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　3
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）　5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　5
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）　6
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　6
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）　8
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　9
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）　9
○土砂災害警戒区域の指定……（　〃　）　10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　10
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（　〃　）　12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（　〃　）　13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（　〃　）　13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（　〃　）　13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……（　〃　）　14
公　　告
○農用地利用配分計画の認可……（農地・担い手支援課）　14
○空気圧技術実習装置一式の一般競争入札の実施……（管理調達課）　15
○道路の位置の指定……（建築課）　19
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　19
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……（　〃　）　20
○県営土地改良事業計画の変更……（農村計画課）　20
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……（商工振興金融課）　20
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……（　〃　）　21
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……（　〃　）　21
○土地改良区の役員の選任等……（農村計画課）　22
○公共測量の実施……（監理課）　22
○公共測量の終了……（　〃　）　22
登　載　依　頼
○熊本県エイズ対策会議の開催……（エイズ対策会議）　22
○定時登録における直接請求の連署基準数……（選挙管理委員会）　23
○定時登録における直接請求の連署基準数……（　〃　）　23

告　　示

熊本県告示第８９０号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　競争入札に付する事項

空気圧技術実習装置一式

２　入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、３に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

(1)　申請の方法

２の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2)　競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号

電話番号　０９６－３３３－２５８１

(3)　入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和５年（２０２３年）１月１３日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4)　入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5)　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和７年（２０２５年）３月３１日までとする。

(6)　有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和６年（２０２４年）１０月１日から令和６年（２０２４年）１１月３０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日を除く。）までに行う。

熊本県告示第８９１号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和４年（２０２２年）１２月２３日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市赤水　４６１番５地先から 同所　４６９番５地先まで	194.2	農道整備事業

２　供用を開始する期日　令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県告示第８９２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和４年（２０２２年）１２月２３日から６０日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延　長（メートル）	備　考
一般県道	大野下停車場西照寺線	玉名市岱明町大字西照寺字口ノ坪　４３０番１地先から 荒尾市金山字向田　１３番１地先まで	253.1	活力創出基盤交付金

２　供用を開始する期日　令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県告示第８９３号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第

５７号）第７条第１項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ゆすの木谷川	山都町猿渡	別図１のとおり	土石流
小蔵川	山都町猿渡	別図２のとおり	土石流
穂口川	山都町猿渡	別図３のとおり	土石流
そえ谷川-1	山都町猿渡	別図４のとおり	土石流
竹の迫川	山都町猿渡	別図５のとおり	土石流
柚木川4	山都町柚木	別図６のとおり	土石流
里越	山都町柚木 山都町勢井	別図７のとおり	土石流
長迫	山都町荒谷	別図８のとおり	土石流
四方谷川	山都町猿渡	別図９のとおり	土石流

（別図１から別図９までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第８９４号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区　域　の　名　称	区　域　の　所　在　地	区　域　の　表　示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
市野々	山都町葛原	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
年之神	山都町三ケ	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
惣津川	山都町猿渡	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
萱原	山都町猿渡	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
早田	山都町猿渡	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
竹の脇	山都町柚木 山都町勢井	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
峠1	山都町万坂	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
峠2	山都町万坂	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
原	山都町万坂 山都町藤木	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
堂免	山都町荒谷	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
船川	山都町荒谷	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
そえ谷川-2	山都町猿渡	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
下塩井谷	山都町郷野原	別図１３のとおり	土石流	別図１３のとおり
水ノ口	山都町川口	別図１４のとおり	土石流	別図１４のとおり
栃ノ木3	山都町島木	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
突角	山都町原	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
石堂	山都町三ケ	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
園田1	山都町上寺	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
園田2	山都町上寺	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
寺川8	山都町上寺	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
古町	山都町浜町	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
下畑1	山都町入佐	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
塔ノ尾	山都町野尻	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
長藪	山都町葛原	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
田ノ平	山都町葛原	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
丸田1	山都町猿渡	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
ウソノ又	山都町藤木	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
松出	山都町下市	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
西谷	山都町長原	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
社3	山都町原	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり
西大野谷1	山都町城平	別図３１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３１のとおり
西大野谷2	山都町上寺 山都町城平	別図３２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３２のとおり
染野	山都町下市	別図３３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３３のとおり
松尾6	山都町三ケ	別図３４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３４のとおり
丸田2	山都町猿渡	別図３５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３５のとおり
丸田3	山都町猿渡	別図３６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３６のとおり

（別図１から別図３６までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第８９５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中猪1	湯前町中猪	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第８９６号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第

５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中猪2	湯前町中猪	別図のとおり	土石流	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第８９７号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
布勢沢2	山都町島木	別図１のとおり	土石流
上鶴5	山都町田小野	別図２のとおり	土石流
上鶴6	山都町田小野	別図３のとおり	土石流
布勢沢3	山都町原	別図４のとおり	土石流
田小野沢2	山都町田小野	別図５のとおり	土石流
大石尾6	山都町下名連石	別図６のとおり	土石流

（別図１から別図６までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第８９８号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区　域　の　名　称	区　域　の　所　在　地	区　域　の　表　示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北川内5	山都町北中島	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
上鶴3	山都町田小野	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
上鶴4	山都町田小野	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
福良沢3	山都町島木	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
栃木沢2	山都町島木	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
小司原3	山都町島木	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
上鶴7	山都町金内 山都町田小野	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
上鶴8	山都町田小野	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
田小野沢3	山都町田小野	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
田小野沢4	山都町田小野	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
田小野沢5	山都町田小野	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
田小野沢6	山都町田小野	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
下鶴4	山都町北中島	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
北川内4	山都町北中島	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
長谷4	山都町北中島	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
池ノ久保2	山都町北中島	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
水田尾4	山都町北中島	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
椛木5	山都町島木	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
立野11	山都町北中島	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
立野14	山都町金内	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
立野13	山都町金内	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
金内３	山都町金内	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
橋目2	山都町金内	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
水田尾5	山都町北中島	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
立野10	山都町北中島	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
立野12	山都町北中島	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり

（別図１から別図２６までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第８９９号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山迫	山都町高辻	別図１のとおり	土石流
宇谷川	山都町玉目	別図２のとおり	土石流
村ノ前沢	山都町柳井原	別図３のとおり	土石流
水ノ口2	山都町川口	別図４のとおり	土石流
桃木迫	山都町鶴ヶ田	別図５のとおり	土石流
大川沢4	山都町大平	別図６のとおり	土石流
堂免沢1	山都町須原	別図７のとおり	土石流
堂免沢2	山都町須原	別図８のとおり	土石流
南沢	山都町須原	別図９のとおり	土石流
萱原沢	山都町小峰	別図１０のとおり	土石流
前谷沢	山都町貫原	別図１１のとおり	土石流
尾野尻川3	山都町尾野尻	別図１２のとおり	土石流

（別図１から別図１２までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９００号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
丸山川	山都町柳	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
本久保沢	山都町柳	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
猿丸沢	山都町柳	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
菅無田沢	山都町柳 高森町矢津田	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
樽玉沢	山都町柳 高森町矢津田	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
小倉川	山都町二津留	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
二津留沢	山都町二津留 山都町上差尾	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
宿ノ谷	山都町玉目	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
舘ヶ鶴沢	山都町柳井原	別図９のとおり	土石流	別図９のとおり
年ノ神沢	山都町大平 山都町上川井野	別図１０のとおり	土石流	別図１０のとおり
大川沢3	山都町大平	別図１１のとおり	土石流	別図１１のとおり
仮屋沢2	山都町仮屋	別図１２のとおり	土石流	別図１２のとおり
面田沢	山都町小中竹	別図１３のとおり	土石流	別図１３のとおり
尾野尻川4	山都町尾野尻 山都町鎌野	別図１４のとおり	土石流	別図１４のとおり
栗林川	山都町緑川	別図１５のとおり	土石流	別図１５のとおり

（別図１から別図１５までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部、県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０１号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
目丸(目原)	山都町目丸	別図１のとおり	地滑り
北川内	山都町猿渡	別図２のとおり	地滑り
湯鶴葉	山都町緑川	別図３のとおり	地滑り
内の口	山都町緑川	別図４のとおり	地滑り
栗藤	山都町緑川	別図５のとおり	地滑り

（別図１から別図５までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０２号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
森ノ本	山都町下名連石	別図１のとおり	土石流
下無田口	山都町下名連石	別図２のとおり	土石流
目渡	山都町上寺	別図３のとおり	土石流
古閑宇土	山都町下名連石	別図４のとおり	土石流
瀧頭	山都町下川井野	別図５のとおり	土石流

（別図１から別図５までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０３号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区　域　の　名　称	区　域　の　所　在　地	区　域　の　表　示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中川内	山都町下名連石	別図１のとおり	土石流	別図１のとおり
大切木1	山都町下名連石	別図２のとおり	土石流	別図２のとおり
大切木2	山都町下名連石	別図３のとおり	土石流	別図３のとおり
下丸田	山都町黒川	別図４のとおり	土石流	別図４のとおり
長ノ谷	山都町麻山	別図５のとおり	土石流	別図５のとおり
前田	山都町上川井野	別図６のとおり	土石流	別図６のとおり
勝負1	山都町成君 山都町男成	別図７のとおり	土石流	別図７のとおり
勝負2	山都町成君 山都町男成	別図８のとおり	土石流	別図８のとおり
下川内1	山都町下名連石	別図９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図９のとおり
下川内2	山都町下名連石	別図１０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１０のとおり
横道	山都町御所	別図１１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１１のとおり
上鶴3	山都町田小野	別図１２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１２のとおり
上鶴4	山都町田小野	別図１３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１３のとおり
上鶴5	山都町田小野	別図１４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１４のとおり
辰本ノ前	山都町田小野	別図１５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１５のとおり
上小野迫1	山都町御所	別図１６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１６のとおり
上後迫	山都町御所	別図１７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１７のとおり
長谷1	山都町金内	別図１８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１８のとおり
長谷2	山都町金内	別図１９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１９のとおり
平原	山都町御所	別図２０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２０のとおり
於向	山都町麻山	別図２１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２１のとおり
西二反田	山都町畑	別図２２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２２のとおり

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
井出口宇土3	山都町田小野	別図２３のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２３のとおり
長藪	山都町杉木	別図２４のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２４のとおり
通山	山都町畑	別図２５のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２５のとおり
大切木	山都町下名連石	別図２６のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２６のとおり
上無田口	山都町下名連石	別図２７のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２７のとおり
上小野迫2	山都町御所	別図２８のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２８のとおり
ハサコ山	山都町麻山	別図２９のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２９のとおり
竹ノ原	山都町麻山	別図３０のとおり	急傾斜地の崩壊	別図３０のとおり

（別図１から別図３０までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部上益城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０４号

平成２８年（２０１６年）６月２１日熊本県告示第６４０号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村1	美里町原田	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０５号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村1	美里町原田	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県央広域本部宇城地域

振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０６号

平成２７年（２０１５年）３月２０日熊本県告示第２６０号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今村-2	天草市楠浦町今村、天草市楠浦町釜	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０７号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今村-2	天草市楠浦町今村、天草市楠浦町釜	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０８号

平成２８年（２０１６年）１１月１８日熊本県告示第９８９号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９項において準用する同条第４項の規定により公示する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
広瀬1	天草市本渡町広瀬	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９０９号

平成２８年（２０１６年）２月２６日熊本県告示第１８６号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第６項において準用する同条第４項及び第９条第９

項において準用する同条第４項の規定により公示する。
令和４年（２０２２年）１２月２３日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
善徳3-3	苓北町都呂々	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第９１０号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条第１項及び第９条第１項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第７条第４項及び第９条第４項の規定により公示する。
令和４年（２０２２年）１２月２３日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
広瀬1	天草市本渡町広瀬	別図１のとおり	急傾斜地の崩壊	別図１のとおり
善徳3-3	苓北町都呂々	別図２のとおり	急傾斜地の崩壊	別図２のとおり

（別図１から別図２までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。）

公　　告

熊本県公告第８７０号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第１項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第７項の規定により公告する。
令和４年（２０２２年）１２月２３日
熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　所	
株式会社有明エーシー	玉名郡長洲町清源寺	荒尾市蔵屋字中牟田７７０番２ほか２筆
田上　望	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字下奈良町１３７８番３ほか５筆
有限会社大倉第一農園	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字西前１２７２番１１ほか１筆
有限会社大倉第一農園	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字下新谷５１６番１ほか３９筆
前村　敏	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字上蛎原８９２番２ほか９筆
田上　智浩	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字新堤２６８番５ほか１８筆
田上　隆治	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字南前９５１番２ほか１１筆
前田　克也	荒尾市蔵屋	荒尾市蔵屋字下奈良町１３４１番２ほか２

		２筆
眞村　春一	荒尾市菰屋	荒尾市菰屋字篤寄３６６番ほか１５筆
西嶋　修作	荒尾市菰屋	荒尾市菰屋字中牟田７７４番４ほか８筆
西嶋　修作	荒尾市菰屋	荒尾市菰屋字新堤２７０番３ほか１７筆
前村　敏	荒尾市菰屋	荒尾市菰屋字北ノ前１１番４
上妻　俊介	玉名郡和水町板楠	山鹿市杉字志高２２４番

２　認可年月日
　令和４年（２０２２年）１２月１４日

熊本県公告第８７１号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第６条の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品及び数量
　空気圧技術実習装置一式　発注仕様書のとおり

(2)　調達物品に係る入札・契約担当部局
　熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館２階）
　郵便番号　８６２－８５７０　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
　電話番号　０９６－３３３－２５８０
　ファックス番号　０９６－３８１－９０１０

(3)　調達物品の仕様等
　発注仕様書による。

(4)　納入期限
　令和５年（２０２３年）３月３１日（金）

(5)　納入場所
　熊本県菊池郡菊陽町原水４４５５－１
　熊本県立技術短期大学校　実習棟Ａ棟２階　油圧空圧実習室

(6)　入札方式（紙入札併用案件）
　この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、４(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
　ア　入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
　イ　登録してある電子入札用電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
　ウ　名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

(7)　入札金額
　入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費、初期設定、動作確認等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額により入札すること。

(8)　仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和３９年熊本県告示第４２０号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(9)　最低制限価格の設定
　この入札は、最低制限価格を設けない。

２　入札参加者の必要な資格に関する事項
　次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。

(1)　物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成１８年熊本県告示第５２１号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
　なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、３(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
　ア　競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
　　公告の日から令和５年（２０２３年）１月１３日（金）午後５時まで

イ　競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館２階）
郵便番号　８６２－８５７０　熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
ウ　競争入札参加資格申請書等の様式、手引等の入手先
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
エ　提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
(2)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
(3)　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
(4)　熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。
(5)　納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（４(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立技術短期大学校の審査を受ける期間は、公告の日から令和５年（２０２３年）１月１３日（金）午後５時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、３(3)の確認申請の日までに間に合わない場合もある。

３　入札参加のための確認申請
(1)　提出書類
この入札に参加を希望する者は、２(2)から(5)までに定める条件を満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア　競争入札参加資格確認申請書
イ　２(5)の仕様適合証明願（書）
(2)　提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をＰＤＦ形式で１つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が３メガバイトを超える等１つのファイルに集約できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入の上、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
(3)　提出期間
公告の日から令和５年（２０２３年）１月２０日（金）午後５時まで
(4)　提出先
１(2)の入札・契約担当部局
(5)　確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

４　入札手続等
(1)　入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
１(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和５年（２０２３年）１月２０日（金）午後５時まで受け付ける。
(2)　仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び１(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和５年（２０２３年）２月３日（金）まで行う。
(3)　入札の方法
ア　電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和５年（２０２３年）２月２日（木）午後５時までに電子入札システムにより入札すること。
イ　紙入札による入札の方法
(ｱ)　日時　令和５年（２０２３年）２月３日（金）午前１０時
(ｲ)　場所　１(2)の入札・契約担当部局
(ｳ)　入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ｱ)の日時に(ｲ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和５年（２０２３年）２月２日（木）（必着）までに１(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること

とする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に１(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、１(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。

(4)　開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ｱ)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）のもとに(3)イ(ｲ)の場所で開札を行うものとする。

(5)　入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、２回までとする。１回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の１時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書を提出しなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

(6)　入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア　本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ　紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ　紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札（担当者の氏名及び連絡先電話番号の記載がある場合を除く。）

エ　紙入札方式による入札において金額を訂正した入札

オ　紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ　明らかに連合によると認められる入札

キ　紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は２人以上の代理をした者の入札

ク　紙入札方式による入札において２以上の意思表示をした入札

ケ　紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

コ　錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ　電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他指名の取消事由に該当した者の入札

シ　電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス　電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して行った入札

セ　その他入札に関する条件に違反した入札

(7)　入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を１(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札関係様式に定める入札金額錯誤届を提出すること。ただし、入札金額錯誤届の提出期限は４(3)イ(ｱ)の日時までとする。

１(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア　入札金額の総額と単価の取り違い

イ　入札金額単位の誤り

(8)　入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9)　落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和６０年熊本県規則第１１号。以下「規則」という。）第８９条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）

(10)　入札保証金

免除する。

５　契約について

(1)　契約書の作成の要否

要

(2)　契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して１０日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第１０号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3)　落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して５日（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
(4)　契約保証金
ア　契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ｱ)及び(ｲ)のとおり、規則第７７条第１項の規定により契約金額の１００分の１０以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書に添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
(ｱ)　納付期限　５(3)の期限
(ｲ)　納入場所　１(2)の入札・契約担当部局
イ　契約保証金の納付の免除を希望する場合
規則第７８条の規定により次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
(ｱ)　契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(ｲ)　契約をしようとする者が、過去２年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
ａ　提出書類　入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
ｂ　添付書類
イ(ｱ)に該当する場合にあっては、履行保証保険証券
イ(ｲ)に該当する場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願（書）
ｃ　提出期限　５(3)の申出期限
ｄ　提出場所　１(2)の入札・契約担当部局

６　その他
(1)　入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2)　この調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

７　問合せ
(1)　問合せ先
ア　入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、電子入札システム利用届、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号　０９６－３３３－２５８０
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
イ　競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号　０９６－３３３－２５８１
ファックス番号　０９６－３８１－９０１０
ウ　電子入札システムの操作方法に関すること。
熊本県市町村電子入札コールセンター
電話番号　０９６－３７３－２０３２
ファックス番号　０９６－３７０－５４５５
(2)　受付時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで（熊本県の休日を定める条例第１条第１項各号に掲げる日を除く。）

８　Ｓｕｍｍａｒｙ
(1) Name and quantity of the products to be purchased:
1set Pneumatic training system
1.Traning wagon table
3 Learnline mobile No.572155
6 Fixed drawer unit for installation in mobile workstations No.535833
6 Wheeled drawer unit for stationary workstations No.535834
3 Storage plates No.539729
6 Cable guides No.535812
2.Pneumatics training packages
6 Pneumatics Basic Level, TP 101 No.540710
6 Pneumatics, Advanced Level, TP 102 No.540711

3.Electropneumatics training packages
6 Electro pneumatics, Basic Level, TP 201 No.540717
6 Electro pneumatics, Advanced Level, TP202 No.540713
4.Vacuum technology training packages
6 Vacuum Technology, Advanced Level, TP230 N0.573041
5.Sensors Technology training set in Pneumatics
6 Sensors in Pneumatics, TP 240 No.566908
6. Electrical components
6 Power supply units for mounting frame No.162411
6 Safety laboratory cables No.8092668
7.Supplementary pneumatics equipment sets
10 Control with FluidSIM®6 No.8148657
6 EasyPort USB No.548687
6 Quick-Fix screw adapters No.549806
6 Universal connection units No.162231
6 I/O data cables No.34031
12 I/O data cables No.167197
12 I/O data cables No.167122
8.Necessary expenses
cost of shipping, adjustment and texts
demonstration to operate the system

(2) Delivery period:
March 31.2023
(3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural College of Technology
4455-1 Haramizu, Kikuyo-Cho, Kikuchi-Gun, Kumamoto Prefecture, 869-1102, Japan
(4) Date and Place for tender:
Date: February 3,2023 10:00am
Place:Kumamoto Prefectual Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectual Government Main building)
(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku,Kumamoto City,Kumamoto Prefecture
862-8570 Japan
Phone: 096-333-2580
(6) Time-limit for tender by mail(Registered only):
Tender must arrive no later than Date: Fwbruary 2,2023
(7) Other:
Language:Japanese
Currency:Japanese Yen

熊本県公告第８７２号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　築造者の住所　人吉市北泉田町１４０番３
２　築造者の氏名　株式会社京成不動産
３　道路の位置　人吉市鬼木町字小森６６９番４、同６７０番８、同６７１番６、同６７１番７、同６７４番１及び同６７４番２
４　道路の幅員　６．００メートルから６．５０メートルまで
５　道路の延長　１３２．４８メートル
６　指定年月日　令和４年（２０２２年）１２月８日
７　指定番号　熊本県指令南景建第４４号

熊本県公告第８７３号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字砥原２０４５番１の一部

３９９．１３平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区帯山三丁目４１番２号ショーンマンション４０５号室
愛甲　大

熊本県公告第８７４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字鯰字宮園１５０１番、同１５０２番、同１５０３番、同１５０４番、同１５０５番、同１５０６番、同１５０７番、同１５０８番、同１５１９番１の一部、同１５１９番２、同１５２１番、同１５２２番、同１５２３番、同１５２４番、同１５２５番、同１５２６番、同１５２７番、同１５２８番、同１５２９番２、同１５３４番３及び水路の一部
３，１４２．４１平方メートル
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市南区城南町舞原２２８番地２
株式会社未来地所

熊本県公告第８７５号

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第１項の規定により、県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用用排水施設）の計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第８７条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して１５日以内に審査請求をすることができる。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　縦覧に供する書類の名称
変更後の県営古川兵戸井手地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画書の写し
２　縦覧期間
令和４年（２０２２年）１２月２６日から令和５年（２０２３年）１月２７日まで
３　縦覧場所
菊池市役所

熊本県公告第８７６号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
コストコホールセール熊本御船倉庫店
上益城郡御船町大字小坂字宮田６８９番１　外３１筆
２　変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ
神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目１番４号
（変更後）
コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ
千葉県木更津市瓜倉３６１番地（金田西２街区２画地）
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ
神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目１番４号
（変更後）
コストコホールセールジャパン株式会社　代表取締役　ケン・テリオ
千葉県木更津市瓜倉３６１番地（金田西２街区２画地）
３　変更年月日

令和４年（２０２２年）８月１日
４　届出年月日
令和４年（２０２２年）１２月９日
５　届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課
令和４年（２０２２年）１２月２３日から令和５年（２０２３年）４月２３日まで

熊本県公告第８７７号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
ＨＩヒロセスーパーコンボ大津店
菊池郡大津町室字東迫尻６９５番　外
２　変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　廣瀬　舜一
大分県大分市萩原一丁目１８番２号
（変更後）
株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　中澤　孝志
大分県大分市古国府四丁目７番１３号
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）
株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　廣瀬　舜一
大分県大分市萩原一丁目１８番２号
（変更後）
株式会社ホームインプルーブメントひろせ　代表取締役　中澤　孝志
大分県大分市古国府四丁目７番１３号
３　変更年月日
(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
令和３年（２０２１年）１月１８日
(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
令和３年（２０２１年）８月３１日
４　届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課
令和４年（２０２２年）１２月２３日から令和５年（２０２３年）４月２３日まで

熊本県公告第８７８号

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定による変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
ＨＩヒロセスーパーコンボ大津店
菊池郡大津町室字東迫尻６９５番　外
２　変更しようとする事項の概要
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数

（変更前）	第１駐車場	建物敷地内平面	１０９台
	第２駐車場	建物敷地外西側平面	２２４台
	合計		３３３台
（変更後）	第１駐車場	建物敷地内平面	１０９台
	第２駐車場	建物敷地外西側平面	１１５台
	合計		２２４台

３　変更する年月日

令和５年（２０２３年）８月１０日
４　届出年月日
令和４年（２０２２年）１２月９日
５　届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課及び熊本県県北広域本部総務部振興課
令和４年（２０２２年）１２月２３日から令和５年（２０２３年）４月２３日まで

熊本県公告第８７９号

菊池市に事務所を置く菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１８条第１８項の規定により公告する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

役職名	氏　名	住　所
就任 理事	大塚　裕一	熊本市中央区大江６丁目２８番６号パンダビル９０２号室

熊本県公告第８８０号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第１項の規定により八代河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（数値撮影（デジタル）、標定点測量（ＧＮＳＳ水準）デジタルマッピング（レベル２５００））	令和４年（２０２２年）１１月１６日から令和５年（２０２３年）３月３１日まで	八代市、葦北郡芦北町、球磨郡球磨村

熊本県公告第８８１号

測量法（昭和２４年法律第１８８号）第３９条において準用する同法第１４条第２項の規定により九州農政局宇城農地整備事業所長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第３９条において準用する同法第１４条第３項の規定により公告する。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（空中写真測量）	令和４年（２０２２年）５月１９日から令和４年（２０２２年）１１月２８日まで	熊本県宇城市豊川北部地区、西下郷地区、耕地地区

登載依頼

熊本県エイズ対策会議公告第１号

令和４年度（２０２２年度）熊本県エイズ対策会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和４年（２０２２年）１２月２３日

熊本県エイズ対策会議
座長　　松　下　修　三

１　開催日時
令和５年（２０２３年）１月３０日（月）
午後６時３０分から午後８時まで
２　開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県庁行政棟新館　２階職員研修室

３　議題
（１）エイズ患者等の発生状況について
（２）熊本県におけるエイズ対策について
（３）意見交換
４　傍聴者の定員
５人
５　傍聴手続
（１）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の座長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
（２）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
６　問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目１８番１号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策第二班
（電話０９６－３３３－２２４０）

熊本県選挙管理委員会告示第４３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条第１項及び第７５条第１項の規定に基づくその総数の５０分の１の数並びに同法第７６条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第８条第１項の規定に基づくその総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和４年（２０２２年）１２月２３日
熊本県選挙管理委員会委員長　松　永　榮　治

その総数の５０分の１　　２８，９４８
その総数の８０万を超える数に８分の１を乗じて得た数と４０万に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数　　２８０，９２２

熊本県選挙管理委員会告示第４４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第８０条第１項の規定に基づくその総数の３分の１の数及びその総数の４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和４年（２０２２年）１２月２３日
熊本県選挙管理委員会委員長　松　永　榮　治

その総数の３分の１の数

選挙区名	
熊本市第二選挙区	６１，０８１
八代市・八代郡選挙区	３７，３１５
人吉市選挙区	８，６９７
荒尾市選挙区	１４，２０４
水俣市選挙区	６，５５５
玉名市選挙区	１７，８７１
天草市・天草郡選挙区	２３，６２２
山鹿市選挙区	１４，０５３
菊池市選挙区	１３，０１４
宇土市選挙区	１０，１０６
上天草市選挙区	７，３５８
宇城市・下益城郡選挙区	１８，８１２
阿蘇市選挙区	７，００５
合志市選挙区	１６，６４９
玉名郡選挙区	１０，９８６
菊池郡選挙区	２０，９６３
阿蘇郡選挙区	９，９４５
上益城郡選挙区	２３，３２１
葦北郡選挙区	５，８９９
球磨郡選挙区	１４，３１２

その総数の４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区名	
熊本市第一選挙区	１３７，０１５